

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則
福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

四六

公告
福島県商業まちづくりの推進に関する条例の規定により意見があつた件

四六

○随意契約の相手方を決定した件

四六

規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十七号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営蓬萊団地の項中「十九号棟から」の下に「二十四号棟まで、二十五号棟の二号室から四号室まで、二十六号棟の二号室及び四号室、二十七号棟から三十一号棟まで、三十二号棟の五号室から七号室まで及び十一号室、三十三号棟の七号室から十一号室まで、三十四号棟から」を、「四十号室まで」の下に「二十五号棟の一号室、二十六号棟の一号室及び三号室、三十二号棟の八号室から十号室まで及び十二号室、三十三号棟の五号室、六号室及び十二号室」を加え、福島県営松風の里団地の項中「十二号室及び十五号室、三号棟」を「及び十二号室、三号棟の一号室、五号室、八号室、十六号室及び二十号室」に、「十三号室、十四号室及び十六号室から二十四号室まで」を「及び十三号室から二十四号室まで、三号棟の二号室から四号室まで、六号室、七号室、九号室から十五号室まで、十七号室から十九号室まで及び二十一号室か

ら二十四号室まで」に改める。

附則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

（建築住宅課）

公告

公告第百八十四号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第百二十号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月二十六日から同年十月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、郡山市産業観光部産業雇用政策課、会津若松市観光商工部商工課、須賀川市経済環境部商工課、二本松市産業部商工課、田村市産業部商工課、本宮市産業部商工課、大玉村産業建設部産業課、天栄村産業課、猪苗代町商工観光課、平田村企画商工課、三春町産業課、小野町産業振興課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となつた特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地

（仮称）ショッピングモールフェスタ 郡山市日和田町字小原一番地ほか三百九十七筆（郡山市日和田町五庵地区計画区域内）

二 条例第十四条第一項の規定により述べられた意見の概要

（商業まちづくり課）

公告第185号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年9月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ゲルマニウム半導体検出装置 2式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年7月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ミリオンテクノロジーズ・キャンベラ株式会社 東京都台東区浅草橋四丁目19番8号浅草橋ビル
- 5 随意契約に係る契約金額
52,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（入札用度課）